

徳島県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

黒田 幸太郎	施術者の氏名	黒田整骨院	施術所の名称	阿南市津乃峰町戎山一一九 二三	施術所の所在地	令和四年十月 三十日	廃止年月日
--------	--------	-------	--------	--------------------	---------	---------------	-------